



資料編

資料1. 磐田市総合計画の策定経過

資料2. 策定体制

資料3. 諮問書

資料4. 答申書

資料5. 磐田市総合計画審議会条例
・名簿

資料6. 磐田市総合計画策定委員会
設置規程・名簿

資料7. 磐田未来会議の開催概要

資料8. 市民意識調査等の結果概要

【用語の解説】

資料
1

磐田市総合計画の策定経過

事項	日程	主な内容等
第1回 策定委員会	平成17年6月2日(火)	策定方針について
第2回 策定委員会	平成17年9月21日(水)	策定スケジュール、各種調査の実施について
中学生アンケート	平成17年9月30日(金)～ 平成17年10月14日(金)	市内の公立中学校2年の全生徒1,595人を対象にアンケートを実施
市民意識調査	平成17年10月1日(土)～ 平成17年10月20日(木)	20歳以上の市民3,000人を対象にアンケートを実施
市民団体・自治会アンケート	平成17年10月24日(月)～ 平成17年11月18日(金)	市民団体237団体、自治会314団体を対象にアンケートを実施
職員アンケート	平成17年10月～ 平成17年12月	全職員を対象にアンケートを実施
第1回 総合計画審議会	平成17年11月18日(金)	策定方針について
第3回 策定委員会	平成18年1月23日(月)	まちづくり課題、将来像、人口推計について
第2回 総合計画審議会	平成18年1月31日(火)	まちづくり課題、将来像、人口推計について
第4回 策定委員会	平成18年2月28日(火)	基本構想骨子案について
第3回 総合計画審議会	平成18年3月17日(金)	基本構想骨子案について
第5回 策定委員会	平成18年5月19日(金)	基本構想案について
第4回 総合計画審議会	平成18年5月30日(火)	基本構想諮問 基本構想案の審議
基本構想パブリックコメント	平成18年6月1日(木)～ 平成18年6月23日(金)	
第5回 総合計画審議会	平成18年7月4日(火)	基本構想案の審議
第6回 総合計画審議会	平成18年7月25日(火)	基本構想答申案の審議
基本構想答申	平成18年8月1日(火)	
第6回 策定委員会	平成18年8月3日(木)	基本構想案について
第7回 策定委員会	平成18年9月12日(火)	基本計画素案について

事項	日程	主な内容等
第7回 総合計画審議会	平成18年9月22日(金)	基本計画素案について 全体会議 環境土地利用部会 安全・産業部会、教育福祉部会
基本構想議決	平成18年10月10日(火)	
第8回 総合計画審議会	平成18年10月23日(月) 平成18年10月27日(金)	環境土地利用部会 安全・産業部会、教育福祉部会
第8回 策定委員会	平成18年11月15日(水)	基本計画案について
第9回 総合計画審議会	平成18年11月29日(水)	基本計画諮問 基本計画案の審議
基本計画パブリックコメント	平成18年12月1日(金)～ 平成18年12月20日(水)	
シンポジウム	平成18年12月2日(土)	市民と行政の協働による新磐田市まちづくりシンポジウム
第10回 総合計画審議会	平成18年12月21日(木)	基本計画案の審議
第9回 策定委員会	平成19年1月15日(月)	基本計画案について
第11回 総合計画審議会	平成19年1月30日(火)	基本計画答申案の審議
基本計画答申	平成19年1月30日(火)	
第10回 策定委員会	平成19年2月22日(木)	基本計画案について



資料
2

策定体制

1 審議機関

学識経験者、市民の代表等で構成する総合計画審議会を設置し、計画案について市長が諮問し、答申を受ける。

2 市民参加

総合計画の策定において幅広く市民の意見や提案を反映させるため、市民意識調査、地区懇談会、磐田未来会議等を実施するとともに、分野別、地域別等の様々な範疇から計画全般にわたる市民の意見を聴取し、計画への市民参加に努める。

なお、地域の意見や提案の反映には、地域審議会を活用する。

3 庁内体制

総合計画の策定に当たっては、全庁的な体制のもとに実施する。

①総合計画策定主任者及び補助者

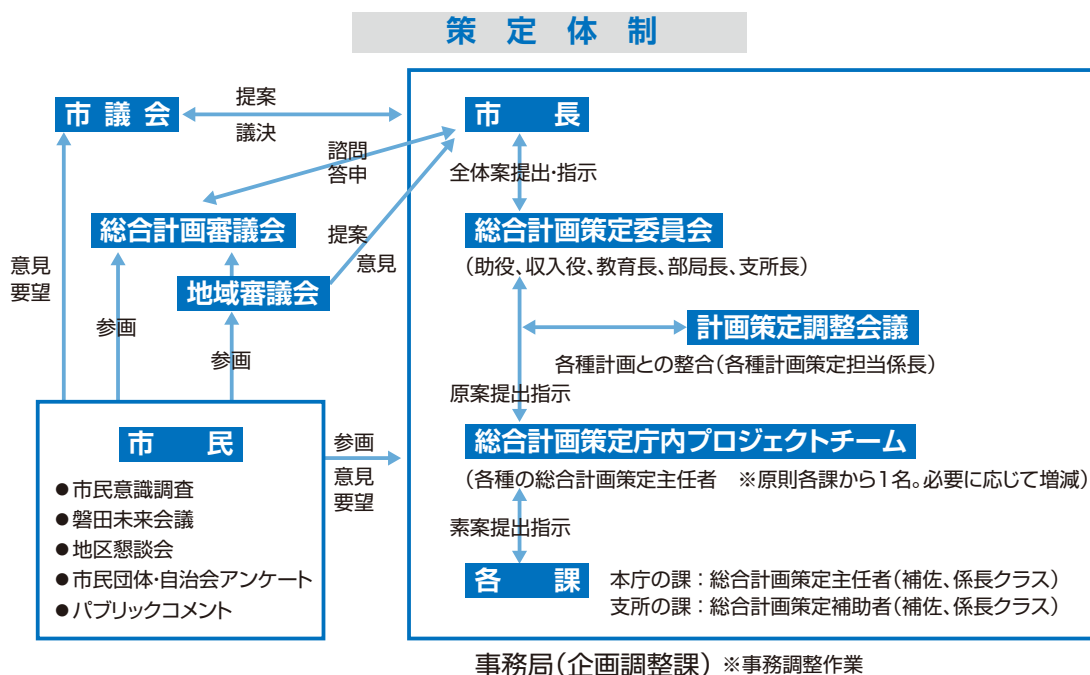
本庁の課に総合計画策定主任者を置き、計画素案の策定主任者とする。
支所の課に総合計画策定補助者を置き、計画素案の策定を補助する。

②総合計画策定庁内プロジェクトチーム

本庁各課からの計画原案を各分野ごと及び全体の計画原案として取りまとめる組織として、総合計画担当主任者からなる総合計画策定庁内プロジェクトチームを設置する。

③総合計画策定委員会

各分野からの計画原案を取りまとめ全体計画案を作成する組織として、助役、収入役、教育長、部局長及び支所長からなる総合計画策定委員会を設置する。



資料
3

諮問書

1 基本構想諮問

磐企企第 12 号
平成18年5月30日

磐田市総合計画審議会
会長 影山 喜一 様

磐田市長 鈴木 望

磐田市総合計画基本構想について（諮問）

磐田市総合計画の策定にあたり、磐田市総合計画審議会条例第2条の規定により、別添案に基づき、貴審議会の意見を求めます。

2 基本計画諮問

磐企企第 47 号
平成18年11月29日

磐田市総合計画審議会
会長 影山 喜一 様

磐田市長 鈴木 望

磐田市総合計画基本計画について（諮問）

磐田市総合計画の策定にあたり、磐田市総合計画審議会条例第2条の規定により、別添案に基づき、貴審議会の意見を求めます。

資料
4

答申書

1 基本構想答申

平成 18 年 8 月 1 日

磐田市長 鈴木 望 様

磐田市総合計画審議会
会長 影山 喜一

磐田市総合計画基本構想について（答申）

平成 18 年 5 月 30 日付け磐企企第 12 号をもって諮問のあった、磐田市総合計画基本構想について、慎重に審議を行った結果、別冊のとおり結論を得たので答申します。

なお、基本構想の策定にあたっては、審議の過程において出された意見を十分反映していただくことを要望いたします。

2 基本計画答申

平成 19 年 1 月 30 日

磐田市長 鈴木 望 様

磐田市総合計画審議会
会長 影山 喜一

磐田市総合計画基本計画について（答申）

平成 18 年 11 月 29 日付け磐企企第 47 号をもって諮問のあった、磐田市総合計画基本計画について、慎重に審議を行った結果、別冊のとおり結論を得たので答申します。

なお、基本計画の策定にあたっては、審議の過程において出された意見を十分反映していただくことを要望いたします。

1 磐田市総合計画審議会条例平成 17 年 7 月 1 日
条例第 256 号

(設置)

第1条 磐田市は、総合計画を策定するため、磐田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画の策定に関する必要な事項について調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市民の代表者

3 委員の任期は、当該諮問に係る答申が終了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の会議は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各1人を置き、会長が指名する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 総合計画審議会委員名簿

(50音順 敬称略)

役職	氏名	部会	所属
	天野 晃	安全・産業部会	元磐南5市町村合併協議会委員
副部会長	池田 藤平	環境・土地利用部会	竜洋地域審議会会長
	内山 修作	環境・土地利用部会	公募
部会長	大澤 正昭	教育・福祉部会	福田地域審議会会長
	太田いつ子	安全・産業部会	公募
	大庭 敏子	環境・土地利用部会	公募
	岡村美也子	環境・土地利用部会	磐田市体育指導委員連絡協議会副会長
会 部 会 長	影山 喜一	環境・土地利用部会	静岡県立大学経営情報学部教授
	川合 勇	環境・土地利用部会	豊岡地域審議会会長
	金原 一平	安全・産業部会	磐田商工会議所副会頭
	鈴木 晶子	教育・福祉部会	公募
	鈴木 五芳	安全・産業部会	磐田市農業委員会会長
副会長	鈴木 寛次	教育・福祉部会	磐田市自治会連合会会長
副部会長	鈴木 茂徳	安全・産業部会	豊田地域審議会会長
	鈴木 哲夫	安全・産業部会	磐田市環境市民会議委員
部会長	平 光正	安全・産業部会	静岡産業大学経営学部教授
	高木 昌子	環境・土地利用部会	行政相談委員
	今井博志 (H17) 竹下道男 (H18)	環境・土地利用部会	静岡県袋井土木事務所所長
	田村 美利	教育・福祉部会	磐田市保健委員会会長
	寺田 一秀	安全・産業部会	磐田市生涯学習推進協議会委員
	内藤かず子	教育・福祉部会	保育者(ここのとり保育園園長)
	中川 泰	安全・産業部会	公募
	野村 郁夫	教育・福祉部会	磐田市社会福祉協議会会長
副部会長	乗松 保臣	教育・福祉部会	磐田市教育委員会委員
	花井 晋代	教育・福祉部会	次世代育成支援推進会議委員
	平野 智昭	環境・土地利用部会	静岡県建築士会中遠支部本会監事
	松井 侑三	教育・福祉部会	行政経験者
	丸尾 敬	教育・福祉部会	磐田青年会議所
	村上 浩	環境・土地利用部会	公募
	山根 保夫	安全・産業部会	静岡県西部地域支援局局長

1 磐田市総合計画策定委員会規程平成 17 年 5 月 31 日
訓令第 36 号

(設置)

第 1 条 磐田市の基本方針を的確に表し、各種具体的な施策推進の基本となる磐田市総合計画を策定するため、磐田市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、磐田市総合計画の基本構想案及び基本計画案の審議並びに総合調整を図る。

(組織)

第 3 条 委員会は、助役、収入役、教育長、部長及び支所長の職にある者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

3 委員長は助役を、副委員長は企画財政部長をもって充てる。

(委員長等の職務)

第 4 条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

(補助機関)

第 6 条 委員会にその補助機関として磐田市総合計画策定庁内プロジェクトチームを置く。

(各部課等の協力)

第 7 条 委員会の目的達成のため各部課等は、積極的に協力しなければならない。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、企画財政部において処理する。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

2 総合計画策定委員会名簿

【平成18年度】

	職名	氏名
委員長	助役	鶴田春男
副委員長	企画財政部長	永田隆夫
委員	収入役	臼井 顯
委員	教育長	伊藤英明
委員	総務部長	平野哲朗
委員	総務部理事	永田 孝
委員	生活文化部長	鈴木 裕
委員	生活環境部長	橋本芳孝
委員	健康福祉部長	山下新一
委員	産業振興部長	鈴木正治
委員	建設部長	深澤秀太郎
委員	病院事務部長	青木 壯慈朗
委員	病院理事	磯部 健雄
委員	議会事務局長	石岡 慎三
委員	教育委員会事務局長	福田 守
委員	消防本部消防長	高野 守泰
委員	福田支所長	杉浦 聖
委員	竜洋支所長	村上 賢
委員	豊田支所長	鈴木美和
委員	豊岡支所長	深田 研典

磐田未来会議の開催概要

1 磐田未来会議の概要

磐田市総合計画の策定に際して、広く市民の意見を取り入れるため、市民の主体的な参画による「磐田未来会議」を設置しました。

磐田未来会議は、平成17年11月～平成18年3月までに7回開催し、メンバーは公募による市民33名と市職員5名が参加する「協働ワークショップ」という新しい形式で、これから重点的に取り組んでいく協働のまちづくりプロジェクトを提案していただきました。提案については、総合計画の中に反映するとともに、協働のまちづくりの仕組みを確立し、市民と行政が連携しながら、着実に実現化していくものです。

2 開催経過

回	開催期日	テーマ・検討内容
第1回	平成17年11月29日(火)	●オリエンテーション ●新しいまちづくりに期待すること
第2回	平成17年12月13日(火)	●新市まちづくり計画の内容を知る ●まちづくり課題の洗い出し
第3回	平成18年1月11日(水)	●協働まちづくりを学ぶ ●テーマ別協働まちづくりの提案①
第4回	平成18年1月26日(木)	●テーマ別協働まちづくりの提案②
第5回	平成18年2月15日(水)	●テーマ別協働まちづくりの提案③ ●協働まちづくりの仕組みの検討①
第6回	平成18年3月9日(木)	●テーマ別協働まちづくりの提案④ ●協働まちづくりの仕組みの検討②
第7回	平成18年3月15日(水)	●まちづくり提案書のとりまとめ
発表会	平成18年3月25日(土)	●提案発表会

3 提案の概要

グループ・テーマ	まちづくりの目標	協働まちづくりプロジェクト
Aグループ 「交流・活性化」	交流とにぎわいのあるまちづくり	○磐田だよ！うたってワッショイプロジェクト ○交流の場の設立プロジェクト ○安心・安全まちづくりプロジェクト
Bグループ 「安心・安全」	みんなの顔が見える安心・安全なまちづくり	○福祉移動サービスプロジェクト ○学校を開放しようプロジェクト ○自然との共生プロジェクト ○元気は食からプロジェクト ○磐田の「お宝」プロジェクト
Cグループ 「環境・持続」	環境と共生し、暮らしやすさを実感できる持続可能なまちづくり	
Dグループ 「誇り・感動」	郷土に誇りと感動をもてるまちづくり	
全 体	市民と行政による協働のまちづくり	○協働まちづくり宣言 ○協働まちづくりの指針



資料
8

市民意識調査等の結果概要

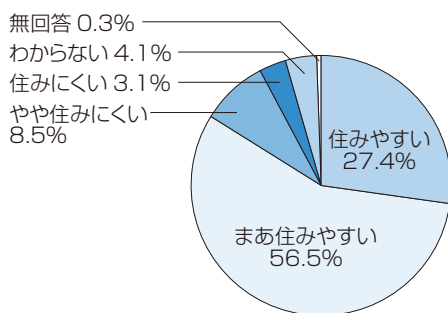
1 住みやすさについて

磐田市の住みやすさについて市民意識調査では、「住みやすい」と「まあ住みやすい」の合計が83.9%となっており、8割以上の市民は磐田市が住みやすいと回答しています。

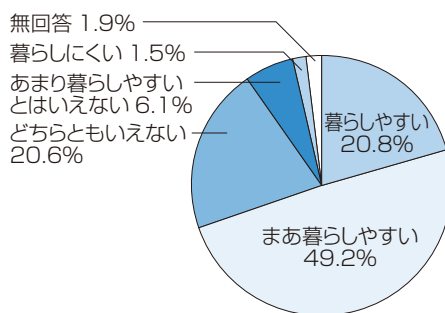
中学生アンケートで同様の質問をしたところ、「暮らしやすい」と「まあまあ暮らしやすい」の合計が70.0%となっており、7割の中学生は磐田市が暮らしやすいと回答しています。

両アンケートを比較してみると、両方とも磐田市の住みやすさについては肯定的な回答が多いものの、市民意識調査では「わからない」の回答が4.1%なのに対し、中学生では「どちらともいえない」が20.6%と多くなっています。

■市民意識調査



■中学生アンケート



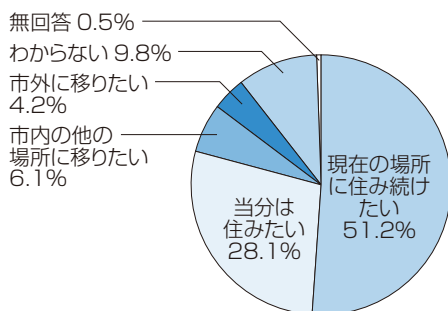
2 今後の居住意向について

今後の居住意向について市民意識調査では、「現在の場所に住み続けたい」が51.2%と最も多く、市民の半数以上は今の場所で住み続けたいと考えています。また、「現在の場所に住み続けたい」と「当分は住みたい」、「市内の他の場所に移りたい」の合計は85.4%で、市民の8割以上の方は磐田市に住み続けたいと考えています。

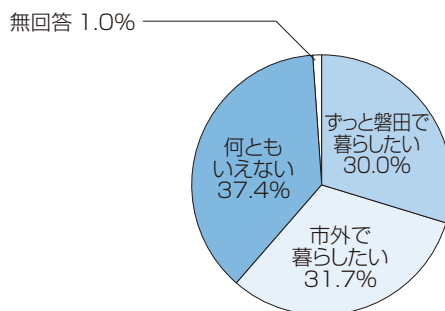
中学生アンケートで同様の質問をしたところ、「ずっと磐田市で暮らしたい」、「市外で暮らしたい」、「何ともいえない」がほぼ3分する結果となっています。

両アンケートを比較してみると、中学生アンケートでは、磐田市で住み続けたいという回答が低く、市外で暮らしたい意向が強くなっています。

■市民意識調査



■中学生アンケート



※比率は全て百分比で表し、小数点第2位を四捨五入しているため、百分比の合計が100%になっていません。

3 今後10年間の重要な取り組み

今後10年間の重要な取り組みを聞いたところ、市民意識調査では、「地域防災体制」や「消防・救急体制」など、緊急度の高いものが上位に入っています。

職員提案では、「子育て支援サービス」や「学校・幼児教育の充実」が上位に入っています。これは、職員に占める保育士や教師の方の割合が多いため、子育て支援関連の取り組みが上位になったと考えられます。

市民団体・自治会アンケートでは、「住民と行政の協働によるまちづくり」や「地域コミュニティ活動の推進」といった、まちづくり関連の取り組みが上位に入っています。

企業アンケートでは、「健全な財政運営」や「効率的な行政運営」など行政運営関連の取り組みが上位に入っています。

市民意識調査 【重要度指数】		
1	地域防災体制	1.63
2	省資源対策	1.59
3	消防・救急体制	1.57
4	自然環境の保全	1.55
5	水道水の安定供給	1.52
6	防犯対策	1.49
7	地域医療サービス	1.48
7	健全な財政運営	1.48
7	学校教育の充実	1.48
10	環境美化対策	1.46

回答数：1,924票

職員提案 (重要な施策5つを選択) (%)		
1	子育て支援サービス	39.1
2	学校・幼児教育の充実	35.4
3	防犯対策	25.6
4	高齢者福祉サービス	24.5
5	駅前商店街の活性化・魅力化	24.0
6	健全な財政運営	22.1
7	自然環境の保全	21.3
8	地域防災体制	21.2
9	効率的な行政運営	19.8
10	公園・緑地の整備	15.8

回答数：759票

市民団体アンケート (重要な施策5つを選択) (%)		
1	住民と行政の協働によるまちづくり	29.0
2	地域防災体制	25.8
3	健全な財政運営	23.2
4	高齢者福祉サービス	22.6
4	子育て支援サービス	22.6
6	青少年の健全育成	20.6
6	地域コミュニティ活動の推進	20.6
8	自然環境の保全	20.0
9	駅前商店街の活性化、魅力づくり	19.4
10	効率的な行政運営	18.1

回答数：155票

自治会アンケート (重要な施策5つを選択) (%)		
1	高齢者福祉サービス	32.8
2	地域防災体制	31.8
3	環境美化対策	24.5
4	防犯対策	21.9
5	効率的な行政運営	20.8
6	地域医療サービス	19.8
7	青少年の健全育成	19.3
7	健全な財政運営	19.3
9	自然環境の保全	18.8
10	住民と行政の協働によるまちづくり	17.2

回答数：192票

企業アンケート（商業） （重要な施策5つを選択）		（%）
1	高齢者福祉サービス	27.4
2	健全な財政運営	25.2
3	防犯対策	22.7
4	自然環境の保全	21.4
5	青少年の健全育成	20.9
6	駅前商店街の活性化、魅力づくり	17.9
6	効率的な行政運営	17.9
8	子育て支援サービス	16.9
9	学校・幼児教育の充実	15.0
10	省資源対策	14.1

企業アンケート（工業） （重要な施策5つを選択）		（%）
1	健全な財政運営	28.8
2	高齢者福祉サービス	23.9
3	青少年の健全育成	21.9
4	自然環境の保全	21.1
4	効率的な行政運営	21.1
6	防犯対策	20.1
7	省資源対策（ごみのリサイクルなど）	19.5
8	地域防災体制	18.0
9	新しい産業の創出・育成	17.2
10	省エネルギー対策	17.0

企業アンケート（サービス業） （重要な施策5つを選択）		（%）
1	健全な財政運営	30.0
2	効率的な行政運営	27.7
3	高齢者福祉サービス	26.2
3	駅前商店街の活性化、魅力づくり	26.2
5	新しい産業の創出・育成	23.8
6	自然環境の保全	20.8
7	防犯対策	20.0
7	学校・幼児教育の充実	20.0
9	青少年の健全育成	16.9
10	子育て支援サービス	16.2

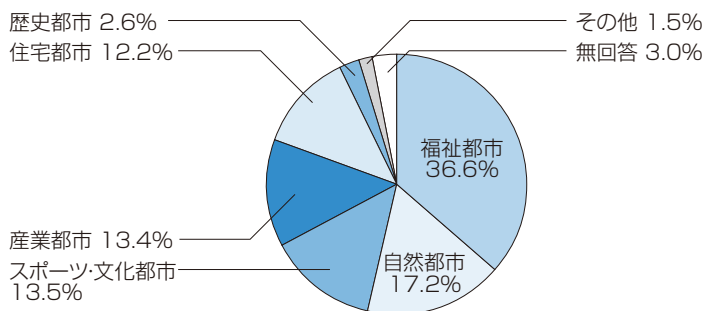
4 磐田市の将来像について

磐田市の将来像については市民意識調査では、「福祉都市」を望む回答が最も多く、次いで「自然都市」、「スポーツ都市」となっています。

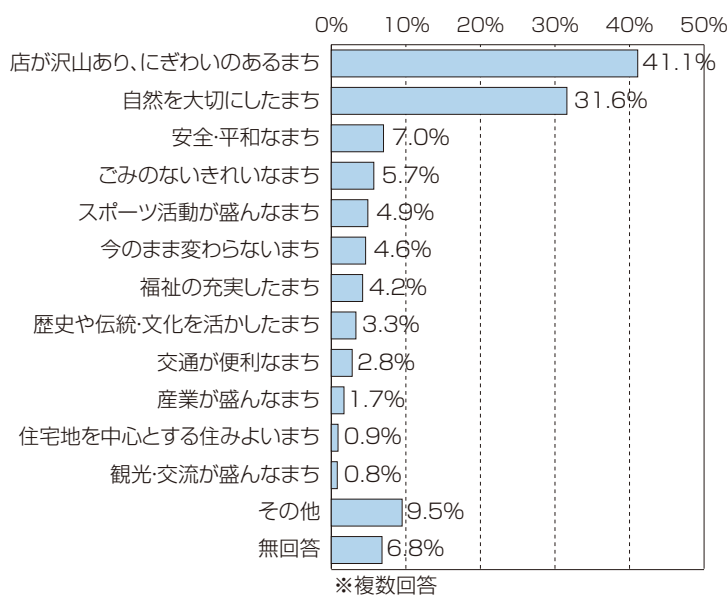
中学生アンケートで同様の質問をしたところ、「店が沢山あり、にぎわいのあるまち」が最も多く、次いで「自然を大切にしたまち」と、この2つの回答が突出して多くなっています。

両アンケートを比較してみると、市民も中学生も自然を活かしたまちが上位にあり、今の自然環境を大切にしていくことが、強く望まれていると考えられます。

■市民意識調査



■中学生アンケート



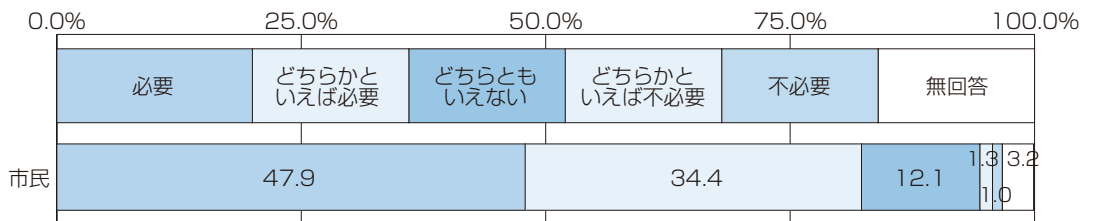
5 協働のまちづくりへの係わり方

協働のまちづくりへの係わり方を聞いたところ、市民意識調査では、「必要」との回答が半数近くを占め、「どちらかといえば必要」も合わせると、8割以上の市民が必要と回答しています。

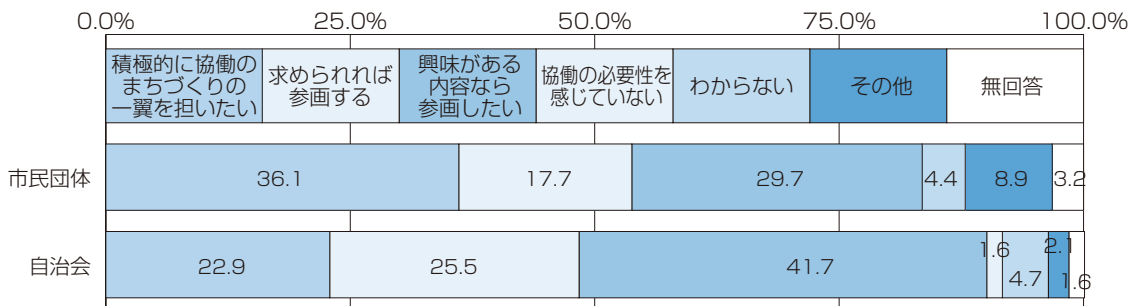
市民団体・自治会アンケートでは、「積極的に担いたい」、「求められれば参画する」、「興味がある内容なら参画したい」といった協働のまちづくりに積極的な回答が8割以上となっています。

企業アンケートでは、サービス業では「積極的に担いたい」、「求められれば参画する」、「興味がある内容なら参画したい」といった協働のまちづくりに積極的な回答が60.8%と6割を超えています。商業、工業では、同39.2%、31.9%と協働のまちづくりに積極的な回答は4割以下となっています。

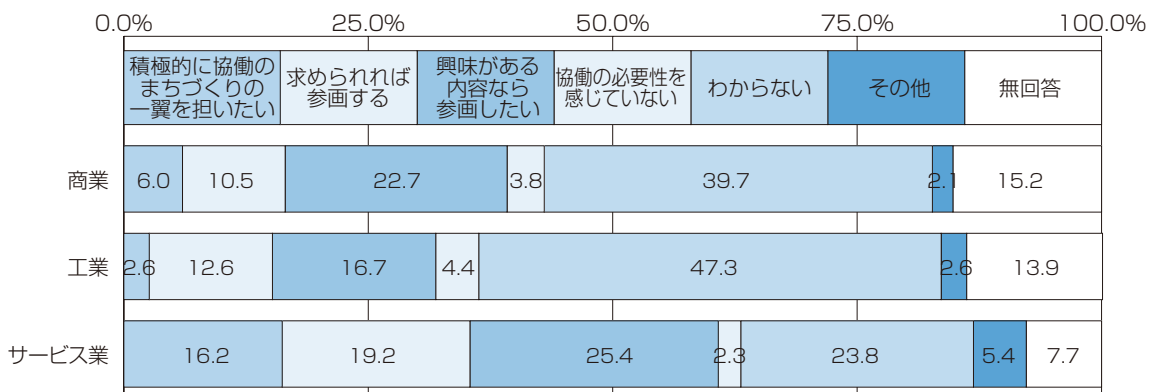
■市民意識調査



■市民団体・自治会アンケート



■企業アンケート



※比率は全て百分比で表し、小数点第2位を四捨五入しているため、百分比の合計が100%になっていません。

資料
8

【用語の解説】

ア 行

アクションプログラム

行動計画のことを意味します。

AED

自動体外式除細動器の略称で、突然、心停止状態に陥ったときに装着して用いる救命装置で、心電図を自動計測して、必要な場合は電気ショックを与えます。平成 16 年 7 月、厚生労働省は一般人による使用を解禁し、公共施設などへの設置が進んでいます。

カ 行

家庭版環境マネジメント

環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の考え方を取り入れたシステムで、日常生活での環境保全意識を高め、省資源・省エネ活動（エコライフ）を行っていただくことによつて、家庭における二酸化炭素排出量の削減に取り組むことです。

家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法の略称で、家庭用電化製品のリサイクルを行い、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を推進するために平成 10 年に制定されました。

急性期医療

急に症状を発して病気の進み方が速い疾病に対して、医師、看護師等の人員や、医療機器を集中して運用することで、症状が不安定な患者を短期間に回復させる医療のことです。

協働

市民と行政が、各々が持つ特性と活動を活かして、自主的な行動のもとによきパートナーとして連携し、みんなで力を合わせてまちづくりに取り組むことです。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することを指します。2001 年には国等によるグリーン調達法の促進を定めるグリーン購入法が制定されています。

グリーン・ツーリズム

ゆとりある余暇を過ごしたいと願う都市の人々が、ふるさとの安らぎを求めて農山漁村などの田舎を訪れ、その自然や文化にふれながら、農林業の体験や地元の人々との交流を通して心身をリフレッシュしようとする新しい観光の一形態のことをいいます。

景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び个性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする法律で、平成 16 年に制定されました。

コージェネレーション

1つの燃料から電気と熱という2つの異なったエネルギーを同時に発生させ、それを利用するシステムで、具体的には、エンジン、ガスタービンなどを用いて発電を行い電気エネルギーを得ると同時に、発生する廃熱を回収し熱エネルギーとして冷暖房や給湯などを行うシステムをいいます。

高規格救急車

救急救命士による効果的な救命処置を行うために、従来型救急車よりも一段と救命処置を行うのに適した救急車のことです。

交通バリアフリー法

平成12年5月に公布された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略称で、高齢化の進展と身体障害者が障害を持たない人と同等に生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の普及・浸透を受け、高齢者、身体障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、公共交通機関を利用した移動の利便性・安全性の向上を促進することを目的としています。

交流産業

ある地域を他の地域の人が訪れ、交流することにかかわる産業群で、観光関連産業やグリーン・ツーリズム関連産業などがあげられます。

国土利用計画法

国土利用計画の策定に関し必要な事項について定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的として、昭和49年に制定されました。

国民保護法

平成16年6月に制定された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」の略称で、わが国に対する武力攻撃が発生した事態や予測される事態において、国民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限に食い止められるように、国や地方自治体などの責務や役割、国民の協力などについて定めています。

個人偏重主義

国家や社会の権威に対して、個人の権利と自由を尊重することを重んじる考え方です。

子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るために、子育て家庭などに対する育児不安についての相談指導や子育てサークルへの支援、地域の保育資源の情報提供や家庭的保育を行う人への支援などを行う機関です。

コミュニティバンクシステム

活躍の場を探しているボランティアと、人材を募集しているNPOなどの各種団体や手助けを必要としている市民とをインターネットを利用して繋ぐサービスです。

サ行

三遠南信地域交流ネットワーク会議

愛知県三河地方、静岡県遠州地方、長野県南信州地方の市町村で構成し、3地域の密接な連携を図るとともに、地域が主体となった広域的なソフト事業を展開し、県域を超えた交流ネットワークをつくることを目的とするものです。

三位一体の改革

地方分権の一環として、国と地方の税財政改革を進めることで、具体的には、補助金の改革、地方交付税の改革、税源移譲を含む税源配分の見直しを一体的に進めることです。平成15年6月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（骨太の方針第3弾）が閣議決定され、2006年度までに公共事業を含む地方向けの補助金を4兆円程度削減し、削減分の8割程度にあたる税源を国から地方に移すこととしています。

自主運行バス

道路運送法第80条第1項（自家用自動車の有償運送）又は同法第21条（一般貸切旅客自動車運送事業の乗合運送）の許可を受けて運行する路線バスのことです。

静岡県西部地方拠点都市地域整備推進協議会

西部地域の4市2町で構成し、静岡県西部地方拠点都市地域整備基本計画事業の円滑な推進や天竜川流域圏環境保全事業などを行っています。

持続可能

人々の生活の質的改善を、その生活支持基盤となっている各生態系の収容能力限界内で生活しつつ達成していく考え方、あるいは、環境、社会、経済への考慮すべてが含まれ、地球上の自然のシステムを保全しつつ経済成長していく考え方を示します。

指定大規模既存集落制度

市街化調整区域のうち、条件を満たすものについて県が指定した区域内で、一定の要件のもとで自己居住用の専用住宅等の建築が可能となる制度です。

「市民」と「住民」

本計画における、「市民」と「住民」の使い分けは、以下のとおりです。

- ・市民：磐田市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。
- ・住民：一定の地区の居住者

循環型社会

20世紀の後半に、地球環境保全、廃棄物リサイクルの気運の高まりの中で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済のあり方に代わる資源・エネルギーの循環的な利用がなされる社会をイメージした言葉として使われるようになりました。2000年には「循環型社会形成推進基本法」が制定されています。

少年サポートセンター

県警が開設しているもので、県内では6箇所、磐田警察署には平成12年4月に設置されました。非行の初期段階で、少年・保護者からの相談を受け、助言や公的機関の紹介をし支援することで、青少年の健全育成を図っています。

少年補導センター

少年の非行防止及び健全育成に関係する各機関及び団体が相互に連絡調整して、少年に関する相談及び補導活動を総合的かつ効果的に推進することを目的に設置されています。

食育

国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるための学習などの取組みを指します。

新市まちづくり計画

「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づき、合併協議会が策定するものです。磐南5市町村の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るためのもので、住んで誇れる魅力的なまちづくりを推進する指針として作成したものです。

スポーツボランティア

スポーツの振興を図ることにより健康で活力ある人づくり、交流が盛んで活気あるまちづくりに賛同し、ボランティア活動を通して各種大会に参加することで大会を盛上げ、スポーツ大会に参加する選手はもちろんのこと、応援や観客の人たちも喜んでもらえるようなボランティア活動を展開・継続していく団体です。

スマートインターチェンジ

E T C技術を活用した自動料金収受方式により、料金所の無人化、分散化を可能としたインターチェンジで、通常のインターチェンジより建設費・管理費のコストが縮減され、追加インターチェンジ等の整備が容易となり、インターチェンジ周辺の地域活性化に寄与します。

3R

3R（スリーアール）とは、循環型社会を作るための消費スタイルを表す言葉で、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の頭文字である3つの「R」のことです。Refuse（リフューズ、不要なものは入れない）を加えて4Rということもある。

総合型地域スポーツクラブ

主にヨーロッパ諸国などにみられる地域スポーツクラブの形態で、地域において、子どもから高齢者まで様々なスポーツを愛好する人々が参加できる総合的なスポーツクラブのことで、「(1) 複数の種目が用意されている、(2) 子どもから高齢者まで、初心者からトップレベルの競技者まで、地域の誰もが年齢、興味・関心、技術・技能レベルなどに応じて、いつまでも活動できる、(3) 活動の拠点となるスポーツ施設及びクラブハウスがあり、定期的・継続的なスポーツ活動を行うことができる、(4) 質の高い指導者の下、個々のスポーツニーズに応じたスポーツ指導が行われる、(5) 以上のようなことについて、地域住民が主体的に運営する」といった特徴があります。

タ行

多文化共生社会

グローバル化の進展等を背景として、外国人居住者が大幅に増加するなか、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていける社会のことです。

男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法においては、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されています。

地域密着型ビジネス

コミュニティビジネスとも言われ、地域が抱えている課題や問題を、人的ネットワークなど地域内の資源を活用したビジネスによって解決し、その活動で得た利益を地域へ還元する地域住民を主体とした事業のことです。対象となる分野は福祉や医療、青少年教育、就業支援、災害支援などから、文化や芸術、スポーツ活動と幅広く、高齢者などの社会参画の促進や産業振興、新しい雇用の創出などにより地域の再生・活性化が期待されています。

地域包括支援センター

厚生労働省が、介護保険制度の見直しのなかで提案している高齢者の生活を支援する地域における総合的なマネジメントを担う機関で、総合的な相談窓口機能、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントの支援の機能を持つとされています。

地域力

様々な地域の課題を地域の人々が、地域の人々のために解決し、互いに支え合う力、いわば「共助の力」をいいます。まちづくりや福祉において、NPO やボランティアと連携を図りながら、住民主体の大きな力として発揮されることが期待されています。

地産地消

「地元生産—地元消費」を略した言葉で、地元で採れた生産物を地元で消費することを意味しています。

地方自治法

地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的として、昭和22年に制定されました。

地方分権一括法

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の略称で、これまでの中央集権型だった政治を地方に権力を分け与える地方分権を進めることを目的として、地方自治法をはじめとする475本の法律を一挙に改正することを期して、平成11年に制定されました。

電子カルテシステム

従来の紙カルテに医師が記録してきた、診察の経過や結果などの情報に加え、看護記録、検査結果、画像情報、連携先医療機関からの紹介状など、対象の患者に付随して発生する診療に必要な諸々の情報を電子的に統合管理・記録する情報システムを指します。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象である障害だけでなく、高機能自閉症等を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものです。

都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする法律で、昭和48年に制定され、平成16年に大幅に改正されました。

DV

ドメスティック・バイオレンスの略で、直訳すると「家庭内暴力」ですが、夫(または妻)やパートナーが妻(または夫)やパートナーに対して振るう暴力のことをいいます。広義には、女性や子ども、高齢者等家庭内弱者への継続的な身体的・心理的虐待、基本的人権の剥奪、性的虐待などを指します。

ナ行

二次救急医療機関

入院や手術を要する症例に対する救急医療機関のことです。

ニューパブリックマネジメント

民間企業で活用されている経営理念や手法を、可能な限り公的部門へと適用することにより、公共部門のマネジメントの革新を図ろうとする新しい公共経営を総称していいます。

認定農業者

自らが効率的かつ安定的な農業経営を目指して農業経営改善に努めている農業者で、農業経営改善計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者を指します。

農業集落排水事業

農業集落からのし尿、生活雑排水または雨水を処理する施設を整備する事業で、農地や農業用排水路に汚れた水が流れ込むのを防ぎ、生活環境を向上させるとともに、窒素、りん等を除去し、公共用水域の水質保全および農業用排水施設の機能維持または農村の生活環境の改善を図ることを目的としています。

ハ行

バイコロジータウン

バイコロジーというのは、バイク(自転車)とエコロジー(生態学)の合成語で、自転車に乗って環境を守ろうという運動を推進するまちづくりのことです。

放課後子ども教室

文部科学省が推進している「放課後子ども教室推進事業」に基づき、子どもたちが放課後に安全・安心に、学年の異なる児童生徒や地域の大人と交流する場として、学校の空き教室や校庭を活用し、放課後に地域の大人が協力して、勉強、スポーツ、文化活動を通して、世代を超えた交流を行う「子どもの居場所」づくりをしています。

放課後児童クラブ

保護者が労働などにより、昼間家庭にいない小学校の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって保育を行う施設で、地方自治体や社会福祉法人などが学校の余剰教室や児童館などを利用して実施するものです。

ハザードマップ

災害における被害を最小限に食い止めることを目的として、予想される災害の程度や対応方法等を図面などに表示するとともに、浸水情報、避難情報等の各種情報を分かりやすく図面などに表示したものを指します。

パブリックコメント

2005年6月の行政手続法の改正により新設された行政の政策立案過程で国民の意見を募る制度です。行政機関が実施しようとする政策について、あらかじめ住民から意見を募り、それを意思決定に反映させることを目的としています。

ファミリーサポートセンター

子育てを応援して欲しい依頼会員と応援したい提供会員の間で行なわれる、保育園・幼稚園の迎え及びその後の預かりや買い物等の外出時の預かりなどの相互援助活動のことです。

フリーター・ニート

フリーター

定職につかないで生活しようとする人。フリーアルバイター。労働白書(厚生労働省)では、フリーターを「15～34歳で、(1)現在就業している者については勤め先の呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者で、男性については継続就業年数が1～5年未満の者、女性については未婚で仕事を主に行っている者、及び(2)現在就業をしていない者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者」と定義しています。

ニート

Not in Employment, Education or Training の略。通学も仕事もしておらず職業訓練も受けていない人々。

ブルー・ツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称です。

ふるさと先生制度

本市が構造改革特区の認定を受け、市費により市単独の教員を雇用し、国の標準法で定められる40人学級よりも少ない35人学級を構成するものです。

マ行

まちづくりサポーター

ボランティア活動をしたい方(サポーター)と、そういった方の力を借りて活動を充実・発展させたい団体(依頼主)との橋渡しをして、まちづくりやボランティア活動をより盛んにしていこうという制度です。

まち美化パートナー制度

市民と行政が協働で進めるまち美化プログラムのことで、企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場所の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みです。

ミスマッチ

適合しないことを意味します。

メール配信システム

携帯電話やパソコンのメール機能を利用し、情報を迅速かつ・正確に伝えるためのシステムで、幼保小中の保護者を対象に緊急連絡網の補完・代替システムとして利用する保護者版と、市民を対象（特に利用者を限定していない）に防犯情報やイベント情報など市役所からのお知らせを配信する市民版があります。システム名称は「いわたホットライン」です。

「もったいない」精神

日本人が昔持っていた「もったいない」の考えこそが環境問題を考えるにふさわしい精神としてノーベル平和賞受賞者のワンガリー・マータイが「MOTTAINAI」を世界共通の言葉として広める活動をしています。

ヤ行

幼保一元化

都市の待機児童の増加や親の就労の有無で利用できる施設が限定されることに対応するため、学校教育法（文部科学省）に基づく幼稚園と、児童福祉法（厚生労働省）に基づく保育所の枠を越えて幼稚園と保育所を一元化し、より弾力的な運用をすることで、平成18年6月に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定され、認定こども園制度がスタートしました。

ラ行

ローリング方式

長期計画の実施過程で、計画と実績の間に食い違いが生じていないかを毎年チェックし、違いがある場合は実績にあわせて計画を再編成して日標の達成を図る方式です。

ワ行

ワークショップ

1960年代アメリカで発案された会議手法の一つで、地域社会の諸問題について、さまざまな立場の人が参加し、討議を重ね計画づくりなどを進めていく方法です。

磐田市総合計画

発行日 平成 19 年 3 月

発行者 磐田市 企画財政部 企画調整課

〒 438-8650 静岡県磐田市国府台 3 番地 1

T E L (0538) 37-4805 F A X 0538-36-8954

<http://www.city.iwata.shizuoka.jp/>